

令和5年 第2回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和5年 第2回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和5年3月3日（金） 午前10時00分～午前10時30分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (12名)	1 番	荒 川 博 彦	2 番	真 田 佳 則
	3 番	大 場 男	4 番	成 田 敦 志
	5 番	上 村 昌 規	6 番	谷 口 学
	7 番	欠員		
	9 番	佐 藤 千 代 志		
	11 番	打 田 佳 史	12 番	有 富 友 昭
	13 番	長 谷 川 宏	14 番	谷 本 憲 一
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 (2名)	8 番	平 間 初 美	10 番	森 平 敏 文
6 議事日程				
日程第1 総会会期の決定について				
日程第2 議事録署名委員の指名について				
日程第3 諸般の報告について				
日程第4 報告第1号 農地の賃貸借情報の提供について				
日程第5 議案第1号 令和5年1月13日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について				
日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）				
日程第7 議案第3号 農農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借）				
日程第8 議案第4号 農用地利用集積計画（案）について（令和5年3月8日公告予定分）				
7 事 務 局	事務局長 栗 原 行 可 係 長 佐 藤 衡 一 主 事 餌 取 歩 巳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

○事務局長 只今から、令和5年第2回美瑛町農業委員会総会を開会致します。本日の会議には8番、平間委員及び10番、森平委員から欠席の届出が提出されております。よって、本日の会議の出席委員は12名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。ご着席願います。

○事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○只野会長 おはようございます。もう3月に入りまして皆様方にはですね、大変お忙しい中、このようにご参集いただきましてありがとうございます。今週の前半ですね、特に気温の高い日が続きまして、雪もかなり下がってきているのではないかなと思っております。また、来週にはですね、また10度以上の気温になるということで、思った以上に融雪も進んで、春作業も順調に、いくのかなという感じはしております。

例年ですと2月か3月にはですね三町合同の研修会があったわけですが、今回東川町さんの都合によりですね、1年延期ということで中止となりました。東川町農業委員会の会長の津谷委員長がですね、町議選に立候補され、見事当選ということで、本人の選挙のこともありますね。来年度に延期ということになりました。

今日はですね、この総会后、年金協議会の総会、そして研修会とありまして、ちょっと長時間にわたる1日ではございますけれども、どうか皆さんよろしく願いいたします。

○事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長をお願いいたします。

○議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

【なしの声】

- 議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日 1 日限りに決定いたしました。
- 議 長 日程第 2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第 14 条第 2 項の規定により、4 番、成田委員、12 番、有富委員を指名いたします。
- 議 長 日程第 3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。
- 事務局長 諸般の報告をいたします。
 1 番、令和 5 年 1 月 26 日、令和 5 年第 1 回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外 12 名の委員が出席しております。
 2 番、1 月 27 日、令和 5 年美瑛町建設業協会新年交礼会が開催され、会長が出席しております。
 3 番、1 月 31 日、WEB による令和 4 年度市町村農業委員会活動強化研修会が開催され、会長外 8 名の委員が出席しております。
 4 番 2 月 4 日から 5 日、フィーリングチャンス IN びえい冬を開催し、男女 18 名が参加し、初日の 4 日は、会長の外 7 名の委員のイベント協力等をいただいております。
 5 番、2 月 9 日、平成 4 年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会が開催され、会長外 11 名の委員が出席しております。
 6 番、2 月 10 日、平成 4 年度上川地方農業委員会連合会会長・会長職務代理・事務局長会議が開催され、会長と会長職務代理が出席しております。
 7 番、2 月 27 日から 28 日、美瑛町議会第 1 回定例会が開催され、会長が出席しております。以上です。
- 議 長 これで、諸般の報告を終わります。
- 議 長 日程第 4、報告第 1 号、農地の賃貸借情報の提供について、事務局から報告をお願いします。
- 事務局 報告第 1 号、農地の賃貸借情報の提供について、農地法第 52 条による令和 4 年 1 月から令和 4 年 12 月における農地の賃貸借情報の提供について、次のとおり報告いたします。
 田 23 件、平均額 8,171 円。最高額 12,000 円。最低額 2,200 円。畑 34 件、平均額 3,248 円。最高額 10,000 円、最低額 1,400 円。なお、本情報は、農用地利用集積計画を基に作成しており、農地法第 3 条による賃貸借は含まれておりません。その理由につきましては、農地法第 3 条は相対の取引のため、賃借料が安価に設定されていることが多いためです。
 以上で説明を終わります。

○議 長 只今の報告第1号について、発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議 長 発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議 長 日程第5、議案第1号、令和5年1月13日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認についての件を議題とします。
議案第1号、番号1番から番号4番までの件について、一括して事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、令和5年1月13日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について。農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった、貸主、XXXXXXXXXXさん。借主、XXXXXXXXXXさん、外3件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するかの審議を求めるものです。
番号1番、土地の表示、字名、XXXXXXXXXX、地番XXXXXXXXXX他3筆、面積計12,799平米につきましては、貸主、XXXXXXXXXXさんから、借主、XXXXXXXXXXさんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和5年1月13日付けで合意解約です。後ほど議案第4号にて売買される予定です。

番号2番、土地の表示、字名、XXXXXXXXXX、地番XXXXXXXXXX他2筆、面積計13,529平米につきましては、貸主、XXXXXXXXXXさんから、借主、XXXXXXXXXXさんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和5年1月31日付けで合意解約です。後ほど議案第4号にて、別の方へ賃貸借される予定です。

番号3番、土地の表示、字名、XXXXXXXXXX、地番XXXXXXXXXX他51筆、面積計530,722平米につきましては、貸主、XXXXXXXXXXさんから、借主、XXXXXXXXXXさんへの農地法第3条による使用貸借でしたが、令和5年2月8日付けで合意解約です。後ほど議案第2号にて贈与される予定です。

番号4番、土地の表示、字名、XXXXXXXXXX、地番XXXXXXXXXX他9筆、面積計157,278平米につきましては、貸主、XXXXXXXXXXさんから、借主、XXXXXXXXXXさんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和5年2月10日付けで合意解約です。後ほど議案第4号にて売買される予定です。

今回提出された4案件につきましては、通知書の記載内容等を確認したところ、土地引渡し6か月以内に書面合意されているものであり、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 これより議案第1号、番号1番から番号4番までの件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第1号、番号1番から番号4番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 次に日程第6、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。
議案第2号、番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 はい。それでは議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転についてでございます。農地法第3条の規定により農地法の中の所有権移転申請のありました、譲渡人、■■■■さん、譲受人、■■■■さん他3件の許可の可否について審議を求めらるものでございます。
なお、今回の4案件につきましては、農地法第3条の第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしております。機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。
それでは番号1番です。土地表示、字名、■■■■、地番、■■■■他51筆、面積計530,722平米につきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、■■■■さんへの贈与による所有権移転申請でございます。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約4.9キロの箇所で、権利設定の理由といたしまして、譲渡人は、当該農地処分のため、譲受人に贈与し、相続時精算課税の適用を受けたいということでございます。譲受人は、上記理由により承認願いますとのことでございます。詳細につきましては、議案4ページ5ページをご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。
- 委員 はい、ただいま事務局の説明のとおりであります。今、経営されている■■■■への贈与ですので、何ら問題ないと思っておりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、議案第2号、番号2番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号2番。土地表示、字名、XXXXXXXXXX、地番XXXXXX他5筆、面積計5,715㎡につきましては、譲渡人、XXXXXXXXXXさんから、譲受人、XXXXXXXXXXさんへの売買による所有権移転申請でございます。申請箇所はJR美瑛駅からXXXXXXに約9kmの箇所でございます。権利設定の理由は、譲渡人は当該農地処分のため、譲受人に売却したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのことでございます。価格は57,000円で10アール当たり10,000円となっております。詳細につきましては、議案6ページのほうをご確認ください。
以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員でありますXXXXXX委員から補足説明をお願いします。

○XXXXXX委員 この件は事務局の説明のとおりであります。この件については何ら問題もないということで、よろしく願います。以上で終わります。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第2号、番号3番の件について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、番号3番、土地表示、字名、■■■■、地番■■■■他2筆、面積計2,785平米につきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、■■■■さんへの売買による、所有権移転申請となっております。申請箇所はJR美瑛から■■■■に約7キロの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は当該農地処分のため、譲受人に売却したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのことでございます。価格は27,850円で10アール当たり10,000円となっております。詳細につきましては、議案7ページをご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。
- 委員 はい、ただいま事務局の説明のあったとおりでございます。10数年前から、農業経営主の死亡により、やめており、■■■■が借りておりましたが、このたび全筆を処分したいという申入れがあり、改善組合で協議をしたところです。そのうちの後に出てくる部分以外のところで3条に係る部分が今回、上がっている件です。何ら問題ないと思います。よろしくお願いたします。
- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号3番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第2号、番号4番の件について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい、番号4番、土地表示。字名、■■■■、地番■■■■、1筆、面積計1,457平米につきましては、譲渡人、旭川財務事務所から、譲受人、■■■■さんへの売買による所有権移転申請でございます。申請箇所はJR美瑛から■■■■に約12キロの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は、国有地払下げのため、譲受人につきましても同上となっております。価格は55,000円で10アール当たり、37,500円となっております。詳細につきましては議案8ページをご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。
- 委員 はい。ただいま事務局のほうから説明があったとおりです。私たちの■■■■は、今、■■■■を進めております。今年より南地区のほうが本格的に工事始まるんですけども、来年度以降、この工事予定地に国有地があるということで今回このようなこととなりました。何ら問題はないと思っておりますのでご審議のほどどうかよろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号4番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号4番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 次に、日程第7、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借の件を議題とします。
議案第3号、番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借でございます。農地法第3条の規定により、農地の賃貸借設定の申請のありました、貸主、■■■■さんから、借主、■■■■さんへの1件の許可の可否について審議を求めるものでございます。
なお、議案第3号で審議していただく、この1案件につきましては農地法3条第2項の各号には該当しないため、要件を全

て満たしております。機械、労働力、技術、通作距離等を見ても問題ないこと、農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。

番号1番、土地表示、字名、 、地番 他2筆、面積計9,858平米につきましては、貸主、 さんから、借主、 さんへの、賃貸借の権利設定の申請でございます。申請箇所はJR美瑛駅から に約1.5キロの箇所で、賃貸借設定の理由は、貸主は借主の意向を受け、貸付けしたい。借主は経営規模拡大のため当該農地を借受けしたいとのことでございます。賃貸借料は170,000円で10アール当たり17,245円となつてございまして、期間は5年間でございます。その他詳細につきましては議案9ページのほうをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります 委員から補足説明をお願いします。

○ 委員 はい、ただいま事務局のほうから説明がありましたとおりでございます。この土地に関しましては、なかなか昔から作り手が地元でもいなくてですね、大変苦勞していたところあります。今回、 さんが施設園芸に取り組んでくれるような話をして聞いておりますので、何ら問題ないかと思われます。どうぞよろしくご審議のほどお願いします。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第3号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に、日程第8、議案第4号、農用地利用集積計画、案について、令和5年3月8日公告予定分の件を議題とします。

○議 長 議案第4号、番号1番から番号8番までの件については、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、農用地利用集積計画案について、令和5年第2回、令和5年3月8日公告予定分、 さん他7件、改

善組合承認済みから利用権の設定等、所有権の移転5件、賃貸3件について申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案について審議をお願いいたします。

番号1番から4番につきましては、所有地処分に伴う売買です。

番号1番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの売買、畑4筆、26,567平米。1,000,000円で10アール当たり38,000円です。

番号2番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの売買、畑8筆、127,058平米。8,250,000円で10アール当たり65,000円です。

番号3番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの売買、畑1筆、14,530平米。680,000円で10アール当たり47,000円です。

番号4番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの売買、田2筆、畑2筆、計12,799平米。1,764,000円で10アール当たり、田142,000円。畑80,000円です。

番号5番につきましては、北海道農業公社による買入れです。

番号5番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、公益財団法人北海道農業公社への売買、畑6筆、88,412平米。15,914,000円で10アール当たり180,000円です。

番号6番及び7番につきましては、経営地の集約に伴う賃貸借です。

番号6番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借、田1筆、1,900平米、19,000円で10アール当たり10,000円です。期間は5年間です。

番号7番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借。田1筆、3,600平米。36,000円で10アール当たり10,000円です。期間は10年間です。

番号8番につきましては、所有地処分に伴う賃貸借です。

番号8番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借。田3筆、13,529平米。124,000円で10アール当たり9,000円です。期間は2年間です。

以上、設定を受ける者8件、5名、3法人、設定をする者8

件、8名、田7筆、30,977平米。畑21筆、257,418平米。計28筆、288,395平米。以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第4号、番号1番から番号8番までの件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第4号、番号1番から番号8番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 以上で、本日の議案の審議及び報告事項は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和5年、第2回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあつたもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和 5年 3月 3日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

成 田 敦 志

美瑛町農業委員

有 富 友 昭